（様式１２）

「提案名　　　　　　　」に関する協定書

　能登町（以下「町」という。）と　　　　　（以下「交渉権者」という。）は、能登町立能都中学校小木校舎（旧能登町立小木中学校）利活用事業における協議対象提案である「提案名　　　　　　　」（以下「本件」という。）について、事業化に向けた詳細協議を行うため、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第１条　町及び交渉権者は、本件の事業化に向けて誠実に協議する。

（協定の期間）

第２条　協定の期間は、協定締結日から１年とする。ただし、本件の事業化に向けて、更に期間が必要と認められる場合は、町と交渉権者の協議の上、協定の期間を延長できる。

（町の役割）

第３条　町は、本件の検討・協議のための連絡調整の窓口を設置する。

２　町は、本件の事業化に向けて必要な調査・検討・庁内調整を行う。

（交渉権者の役割）

第４条　交渉権者は、町との連絡調整の窓口を設置する。

２　（グループでの提案の場合）代表者は、グループ内の構成員との情報共有を行う。

３　交渉権者は、本件の事業化に向けて必要な調査・検討を行う。

４　交渉権者は、グループ内の構成員に追加・変更等が生じた場合は速やかに町に連絡する。

５　事業化に向けた協議にかかる費用のうち、町に生じた費用は町が、交渉権者に生じた費用は交渉権者がそれぞれ負担する。

（秘密の保持）

第５条　交渉権者は、本件の協議に際し、知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

２　前項の規定による秘密の保持は、協定の期間が終了した後も同様とする。

（権利義務の譲渡等の制限）

第６条　交渉権者は、この協定により生ずる権利又は義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡し、若しくは継承させてはならない。ただし、あらかじめ町の承認を受けた場合は、この限りでない。

（協議の方法）

第７条　協議は、原則として交渉権者が行った提案の範囲内で行う。ただし、協議の中で生じる内容変更を妨げるものではない。

（協定の解除）

第８条　協議の結果、双方が合意に至らなかった場合又は契約の締結に至らなかった場合は、本協定は解除される。その場合の町及び交渉権者に本事業の準備のために生じた費用は各自の負担とし、町及び交渉権者は、相互に債権債務関係の生じないことを確認する。

（その他）

第９条　本協定に定めのない事項又は疑義が生じたときは、町と交渉権者の協議により定める。

この協定の締結の証として本書２通を作成し、町と交渉権者が各自１通を保有する。

　　令和　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　能登町

石川県鳳珠郡能登町字宇出津ト字５０番地１

　　　　　　　　　　　　　　　　能登町長　　　　　　　　　　　　　　　㊞

　　　交渉権者

　　　　（所在地）

　　　　　　　　　　　　　　　　（商号又は団体名）

　　　　　　　　　　　　　　　　（代表者氏名）　　　　　　　　　　　　㊞